

横須賀市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策支援金交付要綱

(総則)

第1条 地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、燃料価格高騰により経営に影響を受けている横須賀市内の中小貨物運送事業者に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。
- (2) 事業用自動車 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第4条第1項第2号に規定する、事業の用に供する自動車をいう。
- (3) 一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。
- (4) 特定貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第3項に規定する、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業をいう。
- (5) 貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。
- (6) 中小貨物運送事業者 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であって、関東運輸局神奈川運輸支局において一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業若しくは貨物軽自動車運送事業の許可を受けた、又は届出を行った法人若しくは個人をいう。
- (7) 車検証 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する、自動車検査証をいう。

(交付対象事業者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす事業者又は市長が必要と認める事業者とする。

- (1) 令和7年4月1日までに貨物自動車運送事業法に基づく事業の許可を受けた、又は届出を行った中小貨物運送事業者であること。
- (2) 令和7年12月31日時点において、前号に規定する事業を継続しており、引き続き事業継続の意向を有する事業者であること。

- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び代表者又は役員が同条第3号に規定する暴力団でないこと。
- (5) 政治活動及び宗教活動を主たる事業者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業事業者でないこと。
- (7) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認めるものでないこと。

(交付対象車両)

第4条 支援金の交付対象車両は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす車両又は市長が必要と認める車両とする。

- (1) ガソリン、軽油、液化石油ガス、液化天然ガス又は圧縮天然ガスをはじめとした化石燃料を使用して自ら走行する自動車（二輪の自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）であること。
- (2) 令和7年4月1日までに次のいずれかの要件を満たしており、車検証に記載された有効期間の満了する日が令和7年12月31日以降であること（更新の場合を含む）。
 - ア 関東運輸局神奈川運輸支局において道路運送車両法第4条に規定する登録及び第58条に規定する検査を受けた自動車
 - イ 軽自動車検査協会神奈川事務所において道路運送車両法第59条に規定する新規検査を受けた軽自動車
- (3) 第2条第1項第2号に規定する事業用自動車であること。
- (4) 前条に定める交付対象事業者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用および使用している自動車であること。なお、自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、買主が自動車を所有しているものとみなす。
- (5) 使用の本拠の位置が横須賀市内にある自動車であること。

(交付額)

第5条 前条に規定する車両に対する支援金の額は、次に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車
1台につき 21,000円
- (2) 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車
1台につき 7,000円

(交付申請)

第6条 支援金の交付の申請をしようとする者は、市長があらかじめ指定した期間内に補助金等交付申請をしなければならない。

2 補助金等交付申請をする際に添付する書類については、規則第4条第1号及び第2号に

規定する書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請対象車両一覧
- (2) 法人にあっては、役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載したもの
- (3) 法人にあっては発行から3か月以内の登記事項証明書の写し
- (4) 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る国土交通大臣への届出書若しくは変更等届出書の控えその他これらに準ずるものとして市長が認める書類のいずれかの写し
- (5) 申請車両の車検証の写し（電子車検証の場合は、ICタグの情報を含む）又は自動車検査証記録事項の写し

（実績報告）

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）
- (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（申請手続）

第8条 第6条および第7条の規定による申請は、市長が定める電子申請システム（申請に関する事務を電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により処理する情報処理システムをいう。）により行うことができる。この場合において、申請者は、各号に掲げる書面に代えて、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出するものとする。

（状況報告及び調査）

第9条 市長は、支援金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、申請事業者に対し、その報告を求めるとともに、関係する物件及び書類等について調査を行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。